

(下欄についてはご自身でご記入ください)

生徒のお名前	
所属PTA(学校)名	
証券番号	3 0 1 2 1 3 0 4 3 0
補償期間	補償開始日～平成25年3月31日

(※)補償開始日はPTAの加入手続日より異なりますので、各所属のPTAにご確認ください。  
 (※)PTA会員でなくなった時点で補償は自動的に終了します。

**皆様は以下の補償制度に既にご加入されています。  
 本票はその証ですので、特段のお手続きは不要です。**

高校生の活動が多様化していく中で、期せずして事故を起こして加害者となり、巨額の賠償責任を負う可能性も多くなるものと思われまます。本補償制度は高校生ひとりひとりをこうした賠償事故から守り、健全な育成を支援するための制度です。

## 万一の事故にそなえ、大切に保管ください

### 1 対象となる事故の範囲

	補償を受けることができる方(被保険者)	補償の範囲
児童・生徒賠償責任担保条項	生徒 ※本制度は生徒の行為により、親権者等の法定監督義務者の方が責任を負う場合も補償の対象となります。	日本国内における生徒の行為に起因する賠償責任(24時間) ・生徒に過失があった場合が対象となります。 (インターンシップ中・ボランティア活動中・課外授業中の賠償事故も、生徒に過失があれば対象となります。) ◇学校管理下での事故→ 学校管理下での事故の場合、生徒だけでなく、学校も管理責任を問われるケースが多いと考えられます。本保険で対象とするのは生徒が法律上の賠償責任を負った部分のみとなりますのでご注意ください。生徒の過失が認められた部分については学校管理下であっても補償の対象となります。
PTA管理者賠償責任担保条項	P T A	日本国内におけるPTA活動(注)の遂行に起因する賠償責任(PTA管理下中)

(注)「PTA活動」とは、PTAが企画・立案し主催する学習・実践活動でPTA総会、運営委員会における決定などPTA会則に基づく正規の手続きを経て決定されたものをいいます。なお、PTA活動へ参加するための所定の場所と自宅との往復途上はPTA管理下に含まれませんので補償されません。

### 2 事故の際は

事故が発生した際は、ただちに生徒、保護者、またはPTAが、直接下記の事故受付フリーダイヤルへ次の事項をご連絡ください。各都道府県の東京海上日動損害サービスセンターが対応致します。①「全高P連の制度」と必ずお申出ください。②学校名 ③事故発生日時 ④事故発生場所 ⑤加害者の氏名 ⑥被害者の住所氏名 ⑦事故の原因 ⑧被害の程度 ⑨その他の必要事項

【ご注意】1.保険事故または保険事故の原因となる偶発的な事故が発生したときは、遅滞なく、事故発生日時・場所、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について、書面で引受保険会社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合には、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。保険金請求権には時効(3年)がありますのでご注意ください。  
 2.この保険は、保険会社が被害者の方と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はございません。したがって、この保険が適用されると考えられる事故が発生した場合には、東京海上日動からの助言に基づき、被保険者ご自身に被害者の方との示談交渉を進めていただくことになりますので、あらかじめご承知置きください。  
 3.この保険契約と重複する保険契約や共済契約(以下「他の保険契約等」といいます)がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。  
 他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合:他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。  
 他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合:損害額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。

## 全高P連 賠償責任補償制度事故受付電話

(フリーダイヤル)

**0120-119-110**

東京海上日動安心110番(株)